災害対応車両調整法人の登録申請

災害対応車両調整法人の登録申請①

防災庁



- 災害対応車両調整法人（以下「調整法人」といいます。）を登録する場合は、「調整法人」を選択してください。
- 選択後、調整法人の情報入力を開始します。
- 調整法人とは、「災害対応車両」の配車調整等を行うことができる法人です。
- 調整法人は、複数社（個人等を含む）の車両を配車調整できる事を条件とし、1社単独で所有している車両を配車調整する場合は、調整法人に該当しませんので、ご注意ください。
- また、調整法人の登録条件として「法人格」を有していることを条件としております。

災害対応車両調整法人の登録申請②



- 登録する法人の情報を、順次、入力してください。

災害対応車両調整法人の登録申請③



- 「法人ID」は、国税庁の法人番号制度による「法人番号：13桁」を入力してください。
- 登録申請する法人がホームページをお持ちの場合は「ホームページURL」にURLを入力してください。

災害対応車両調整法人の登録申請④



- 法人・団体の「ロゴ」をお持ちの場合は、データにて、画像のアップロードをお願いします。登録すると、データベース上で表示されます。

- 登録いただいた画像は、自治体が閲覧するデータベース上に表示されます。

災害対応車両調整法人の登録申請⑤



- 「法人資料」には、法人の「定款」、「パンフレット」等を添付してください。
- 法人の「定款」は、提出必須です。
- これらの資料は、自治体が閲覧するデータベース上では表示されません。申請内容を審査する際に確認します。

災害対応車両調整法人の登録申請⑥



- 「災害時に支援可能な用途」は、災害時に配車調整可能な車両について、どの用途で活用が可能かを選択してください。

※　各用途の登録基準に適合する場合は重複選択も可能です。
例）避難所と住まいで利用可能等

- 「会員数」は、災害対応の支援意思があり、申請に係る法人に加盟している会員企業数を入力してください。

- 「配車調整が可能な車両台数」は、災害対応の支援意思があり、配車調整が可能な車両台数を入力してください。

災害対応車両調整法人の登録申請⑦

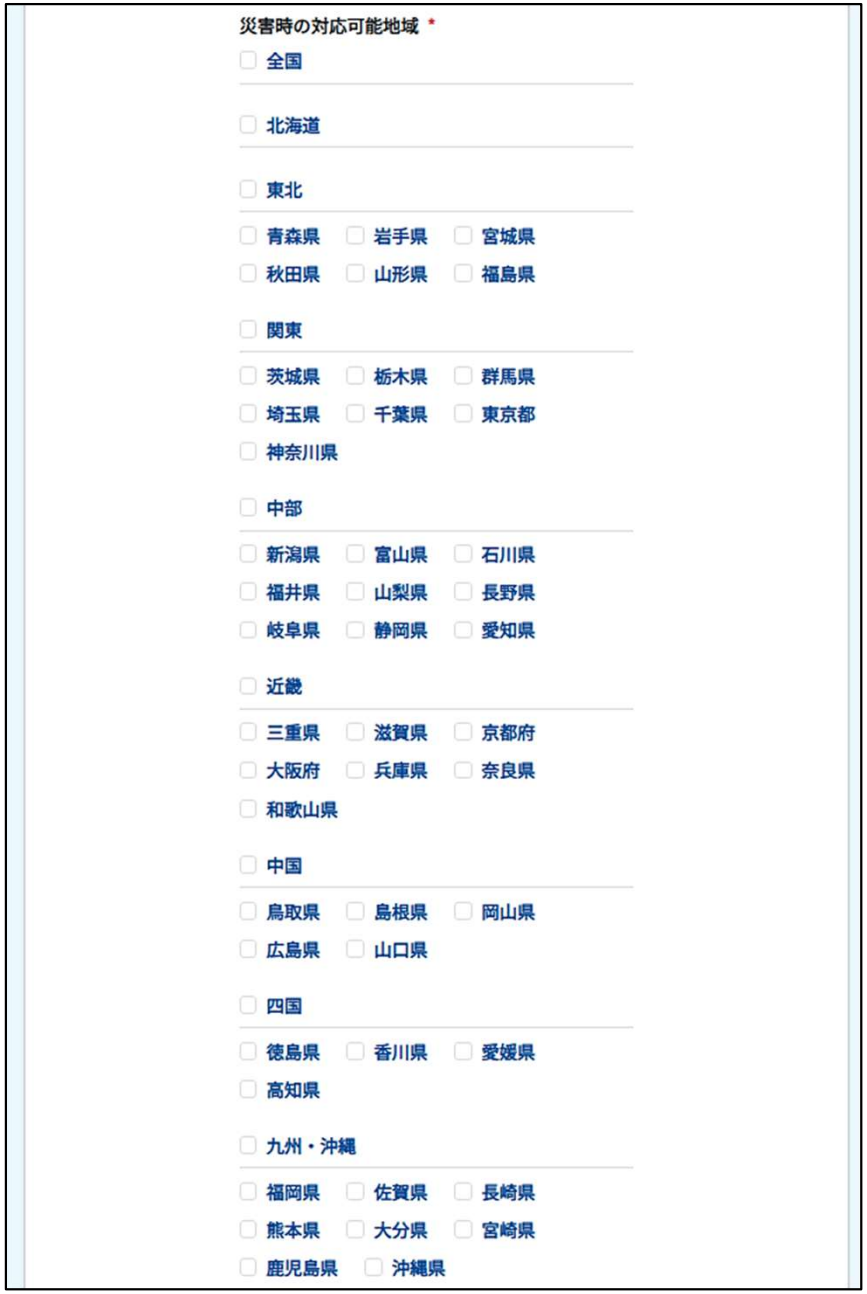

- 「災害時の対応可能地域」は、車両の提供（支援）が可能な地域を選択してください。なお、積雪寒冷地への提供（支援）に際しては、スノータイヤの有無等、冬期間の支援依頼の対応も考慮した上で選択してください。

災害対応車両調整法人の登録申請⑧

防災庁

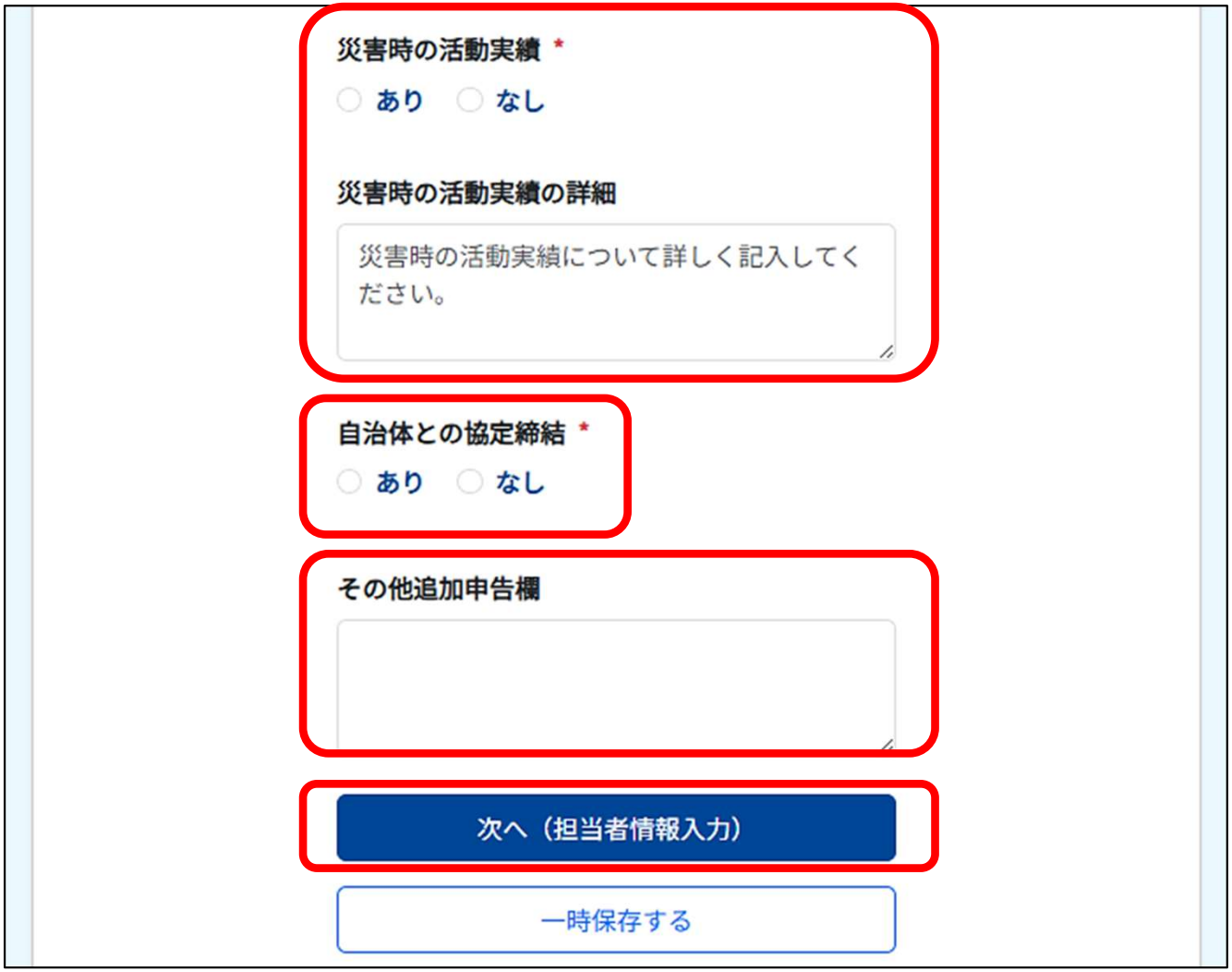

- 「災害時の活動実績の有無」は、災害支援の実績の有無を選択してください。活動実績が「ある」場合は、過去の活動実績の詳細を自由に入力してください。

例）能登半島地震において、キッチンカーを配車調整し、合計14万食分を提供した。等

- 「自治体との協定締結」は、自治体と災害時の連携協定等を締結している場合には、「あり」を選択してください。

- 「その他追加申告欄」は、調整法人としてアピールしたい事などを入力ください。

- 「次へ（担当者情報入力）」をクリックし、引き続き入力を行います。

災害対応車両調整法人の登録申請⑨

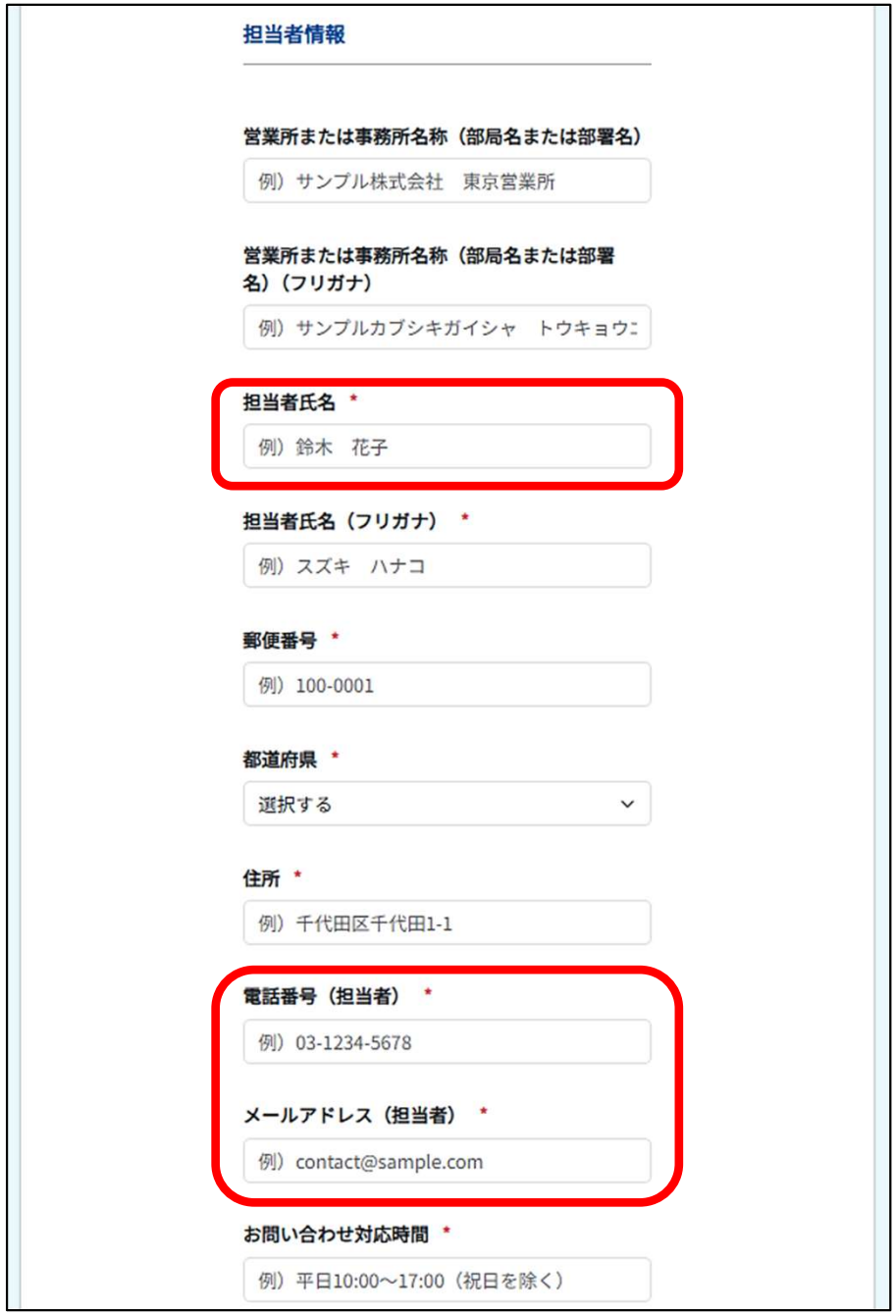

- 引き続き、担当者の情報入力を行います。
- 「担当者情報」は、自治体からの問い合わせ等に対応する担当者の情報をご記入ください。
- 「担当者氏名」、「電話番号」、「メールアドレス」は、自治体や内閣府、審査団体からの各種問い合わせの連絡先となります。
- このため、特に「電話番号」及び「メールアドレス」は、確実に連絡が取れるものを入力してください。

災害対応車両調整法人の登録申請⑩

防災庁

「災害対応車両など登録規程（令和7年内閣府告示第92号）第六条第一項」の欠格事由に該当しないことの誓約 *

第六条

内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録を受けようとする災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否するものとする。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 第九条第一項（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
3. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）
5. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
6. 法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
7. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ **誓約する** ○ **誓約しない**

○ **関係省庁及び地方自治体はこちらにチェック**

□「欠格事由に該当しないことの誓約」は、記載されている内容をよくご確認いただき、チェックをお願いします。

災害対応車両調整法人の登録申請⑪

防災庁

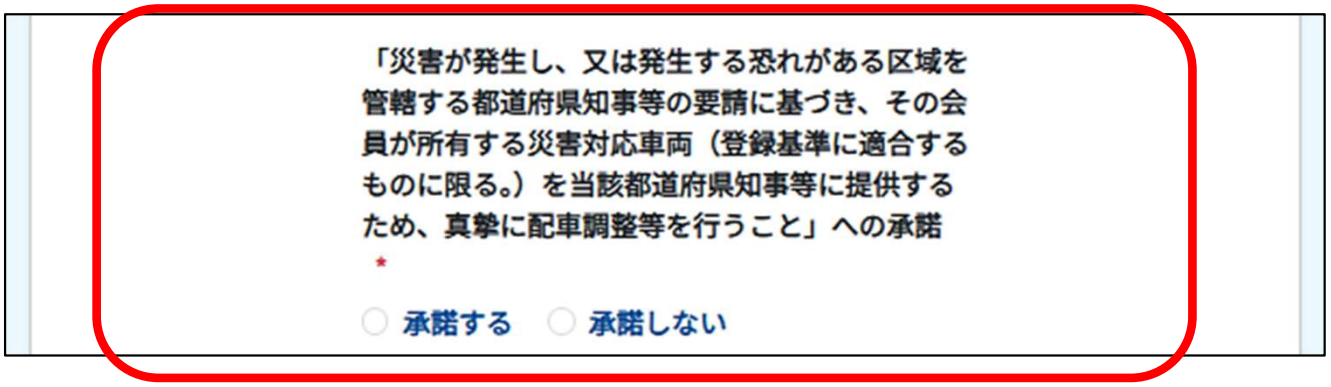

- 左記の条件を承諾いただくことが、本制度による登録を申請する際の条件となりますので、承諾いただける場合は、「承諾する」にチェックを入れてください。
- 承諾されない場合は、登録ができません。ご注意ください。

○災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第92号）（抄）

第4条第4項
　前条第一項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件として申請するものとする。

災害対応車両調整法人の登録申請⑫





- 「設立目的及び業務内容」は、添付していただいた定款との整合性を確認します。
- 入力をすべて完了したら、「確認する」をクリックしてください。
- 入力内容確認画面にて、内容に間違いがないかを確認ください。

災害対応車両調整法人の登録申請⑬



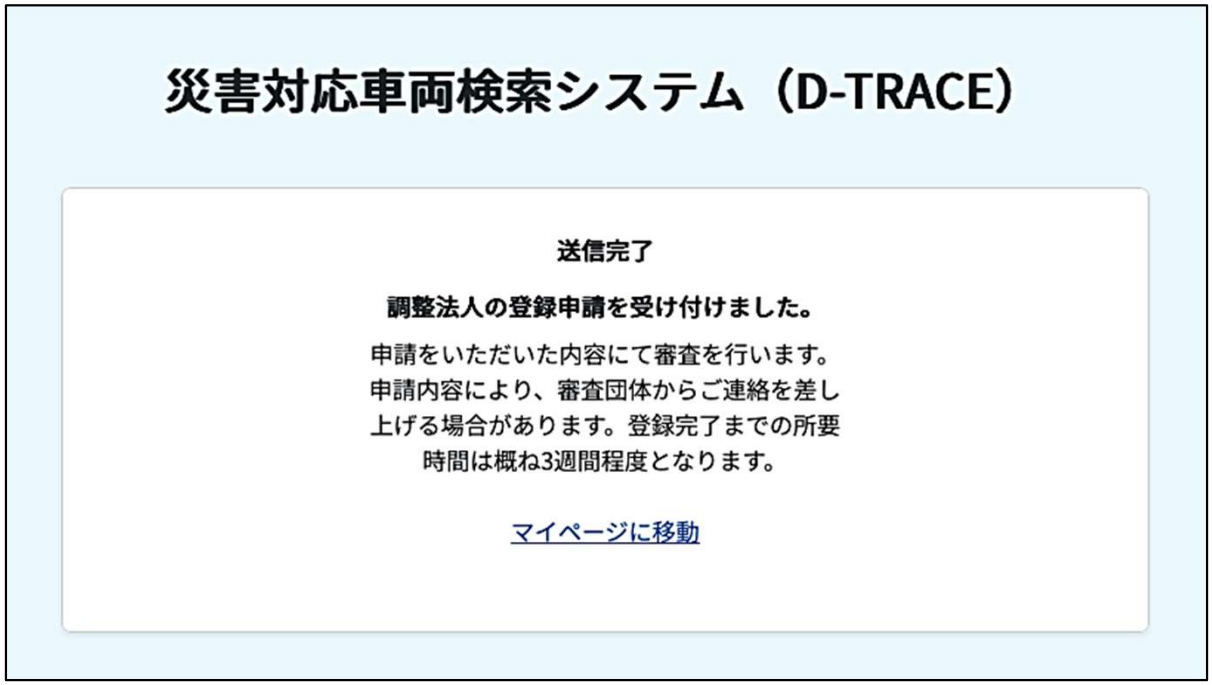

- 内容に間違いがない場合、「登録申請する」をクリックしてください。
- 所有者情報の入力完了画面に移行します。
- 申請完了後、審査完了までの所要時間は、概ね3週間の予定です。
- 審査の過程で、申請内容の確認や、補正のお願いをすることがありますので、ご対応をお願いします。